

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 86 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

様式第4号の5備考以外の部分及び様式第4号の6備考以外の部分中「(各区役所及び各区役所支所における指定金融機関の取扱時間外の納付(納入)場所は、区民部市民税課又は同部課税課)」を削る。

様式第5号備考以外の部分中「(各区役所及び各区役所支所における指定金融機関の取扱時間外の納付場所は、区民部市民税課又は同部課税課)」を削る。

様式第5号の2備考以外の部分中「(各区役所及び各区役所支所における指定金融機関の取扱時間外の納付(納入)場所は、区民部市民税課又は同部課税課)」を削る。

様式第31号注及び備考以外の部分中「(各区役所及び各区役所支所における指定金融機関の取扱時間外の納付場所は、区民部市民税課又は同部課税課)」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局税務部税制課)